



「河川の管理等に関する行政評価・監視」調査結果のポイント

平成18年8月11日
第一部第1評価監視官室

第1 背景

石狩川水系は、道内中央部を流れ、その流域には、43市町（18市25町）、道内人口の過半数を超える約300万人が居住しており、流域面積は、14,330km²で利根川に次いで全国2位となっている。しかし、当該地域は、河川の内水氾濫を受けやすい低平地となっているなど、洪水被害が想定される地域でもある。

平成9年度の河川法（昭和39年法律第167号）改正で、従来の治水及び利水に加えて河川環境の保全等が位置付け

河川の的確な管理による不法行為等の根絶及び環境保全を図る観点から、河川の管理状況等の調査を実施

第2 調査対象

- 北海道開発局
石狩川開発建設部（札幌河川事務所、江別河川事務所、滝川河川事務所）
- 調査河川名
石狩川本川、雨竜川、創成川、千歳川、豊平川、茨戸川、伏籠川、夕張川
調査延長122km.

第3 調査結果

1 都市河川における親水空間の利用の促進について

<調査結果>

- ① 豊平川堤防（堤外）の法面が自転車等の通路となり人為的に損傷しており、増水時には堤防の表土が流出するおそれあり、しかし、当該箇所を補修するだけでは、同様の理由から再度法面が損傷し、根本的な解決にいたらず。
- ② 利用者の利用実態に併せた自転車道に至る道路等が必要

<所見>

開発局は、札幌市と協議して、利用者の利用実態に併せた道路及び階段の整備等を含めた河川敷地の管理及び親水空間の利用の促進について検討し、必要な措置を講じること。

2 河川管理の適正化等

(1) 河川巡視のあり方の見直し

<調査結果>

- ① 豊平川堤防（堤外）の法面が自転車等の通路となり人為的に損傷しており、増水時には堤防の表土が流出するおそれあり
- ② 占用者における河川敷地の管理状態が劣悪であり、廃棄された家電、ドラム缶等が占用地一帯に散乱
- ③ 水門、樋門等の河川管理施設の維持管理が不適切なものあり

※ 河川巡視が適切に行われていないことの要因として、北海道開発局河川巡視要領の報告様式では、巡視項目をチェックできないものであり、また、国土交通省作成の「河川巡視規程例」の必要な条項を含んだものとなっていない

<所見>

- ① 北海道開発局河川巡視要領を見直すこと。
- ② 河川巡視を見直し後の河川巡視要領に基づき実施すること。特に、占用地は適正な状態での占有を確保すること。

(2) 不法行為対策

<調査結果>

- ① 茨戸川において、開発局が設置した係留施設（2か所）が不法占有。また、上記係留施設に隣接する高水敷が茨戸川沿いのパークゴルフ場の駐車場として不法占有
- ② 当局の調査によれば、石狩川の内水面漁業者が占有している「その他の占有工作物」と同様に、廃車されたバス等を物置として使用する目的で、占有許可を受けずに増設
- ③ 調査した河川事務所管内における不法投棄量は、未だ多く、河川巡視により、発見しては回収しているが、回収してはまた投棄されるといった実態
滝川河川事務所では、投棄場所につながる河川管理用道路に車両侵入防止柵を設置、併せて投棄者に対する警告看板を設置

<所見>

- ① 不法占有状態の解消
- ② 占用地に対する総点検の実施
- ③ 不法投棄対策として、車両進入防止柵及び警告看板の設置

3 適切な占有許可事務の実施

(1) 撤去訓練の実施等の見直し

<調査結果>

- ① 同一河川事務所内で、占有許可に係る撤去が必要とされる工作物等に対する特別条件（毎年1回、施設の撤去訓練を行い、その結果を報告することなど）の取扱が区々
- ② 河川事務所によって、撤去訓練計画書及び撤去訓練結果報告の提出に係る取扱が区々。また、撤去訓練計画書に則した撤去訓練が実施されていない。

<所見>

- ① 撤去が必要な工作物に対しては、特別条件を付すこと。また、撤去訓練計画書及び撤去訓練結果報告書の提出を義務付けること。
- ② 撤去訓練計画に則した撤去訓練を実施させること。

<本件照会先>

総務省北海道管区行政評価局

第一部次長 佐藤 司

(担当) 竹内 優礼、太田 聡

(電話) 011(709)1804